

# 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について

令和2年11月16日施行

令和5年 3月31日改正

令和6年 3月29日改正

令和7年 3月31日改正

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興のさらなる迅速化を図るため、入札不調となった災害復旧工事について、受注意向の申し出のあった事業者の方と随意契約を締結します。

## 1 受注意向の申し出

受注意向のある事業者の方は、案件ごとに設定する提出期限までに、契約課へ「受注意向申出書」（別紙①参照）により、受注意向のある旨を申し出てください。

なお、提出方法は、持参またはFAXとします。

## 2 対象工事

一般競争入札にて入札不調となった災害復旧工事。

## 3 対象者

次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方を対象とします。

- ア 受注意向申し出時点で東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種が土木一式工事
- イ 営業所所在地が東広島市内に主たる営業所かつ本店
- ウ 案件ごとに記載された認定等級

## 4 選定方法

申し出のあった事業者を候補者として決定し、随意契約に係る手続きを行います。（申し出者が2者以上の場合には、競争見積を行います。）

候補者を決定した際には、電子入札システム又はFAXにて見積依頼をしますので、見積依頼書に記載された提出期限までに、次の提出資料を提出してください。

○見積書（提出方法については、随意契約締結に係る事務取扱要領による）

○積算内訳書（競争見積の場合）

## 5 その他

- （1）使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」。
- （2）技術者等の配置：「技術者等の適正配置について」参照。
- （3）市町村税の滞納のない者対象案件：（「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）令和7年4月1日改正」、以下「共通公告」という。）1(11)参照。
- （4）社会保険未加入対策対象案件：共通公告 5J 参照。

## 6 適用期間

令和2年11月16日から当分の間とします。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とします。

※受注意向申出書、受注意向申し出対象災害復旧工事、申し出要件、設計図書等については、東広島市総務部契約課ホームページに掲載します。

### 【ホームページ掲載場所】

東広島市総務部契約課ホームページ

＞7 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(随意契約見積依頼)

＞災害復旧工事受注意向申し出について